

平成26年8月5日

# 返還金回収促進策の概要等について

- 1 平成26年度返還金回収促進策(1/4)～(4/4)
- 2 返還促進に係るこれまでの各種施策(平成16年度～平成25年度)(1/3)～(3/3)
- 3 奨学金の返還回収の概要
- 4 法的処理

# 1 平成26年度 返還金回収促進策(1/4)

日本学生支援機構では、平成26年度に以下の回収促進策を実施する。

## 1. 申込時及び貸与中における返還意識の涵養等

### (1) 学校、奨学生及び高校生とその保護者等と機構とのコミュニケーションの改善

- ① 学校等との間のコミュニケーションチャンネルの多元化、コンテンツの充実
- ② 関係教職員に対する返還意義の理解促進の働きかけ
- ③ 高校生、保護者に対する情報提供の強化
- ④ 採用前、採用時、貸与終了時における返還関係の説明及び説明内容の改善

### (2) 学校における返還指導を促進するための取組み

- ① 学校ごとの推薦枠への延滞状況の反映
- ② 学校が行う採用時説明会、継続時の指導、返還説明会の改善
- ③ 学校における返還指導の支援・協力
- ④ 学校ごとの返還状況の公表
- ⑤ 返還状況に応じた学校への指導
- ⑥ 奨学業務連絡協議会に出席していない学校に対し、強力に出席を促す。

### (3) 奨学生、返還者への指導の改善

- ① 返還誓約書の確実な提出
- ② 奨学金継続時の指導の徹底
- ③ 返還説明会の改善
- ④ 貸与終了時の確実な手続きの推進(リレー口座加入、勤務先等情報、住民票提出)
- ⑤ 返還に対する注意喚起の励行

# 1 平成26年度 返還金回収促進策(2/4)

## 2. 延滞者に対する早期の解消指導等の働きかけの強化

### (1) 早期の解消指導

- ① 初期延滞者に対する取組
- ② 初期延滞者に対する回収委託の効果的な実施
- ③ 回収委託に係る試行的な取組みの実施
- ④ 個人信用情報機関の活用

### (2) 中長期延滞者への対応

- ① 中長期延滞者に対する回収委託の効果的な実施
- ② 法的処理の適切な実施
- ③ 和解者・分割返還者への適切な対応
- ④ 代位弁済請求の着実な実施

# 1 平成26年度 返還金回収促進策(3/4)

## 3. 返還関係事務処理の改善の推進

### (1) 返還者の現状把握

- ① 実態調査等の実施
- ② 住所調査の一層の改善
- ③ 学校と協力した延滞解消
- ④ 機関保証選択者の連絡先の有効活用

### (2) 返還しやすい環境への改善

- ① 制度変更の周知(平成26年度に改正された制度について適切に周知する。)
- ② 減額返還制度の一層の促進
- ③ リレー口座、返還期限猶予願等の処理の迅速化
- ④ 払込用紙による返還者へのリレー口座加入促進
- ⑤ 返還方法の改善検討
- ⑥ コールセンターの運営改善

### (3) 機構と委託業者との連携強化

- ① 回収委託会社との月次等定例会による十分な意思疎通
- ② 「コールセンターに寄せられた声」を業務改善に反映
- ③ 住所調査業務に係る委託業者との連携

### (4) 機関保証業務の効率化・簡素化

### (5) 法的処理対象者の属性把握

### (6) 償却の実施

- ① 延滞債権に関する償却基準該当の調査
- ② 償却基準の検討

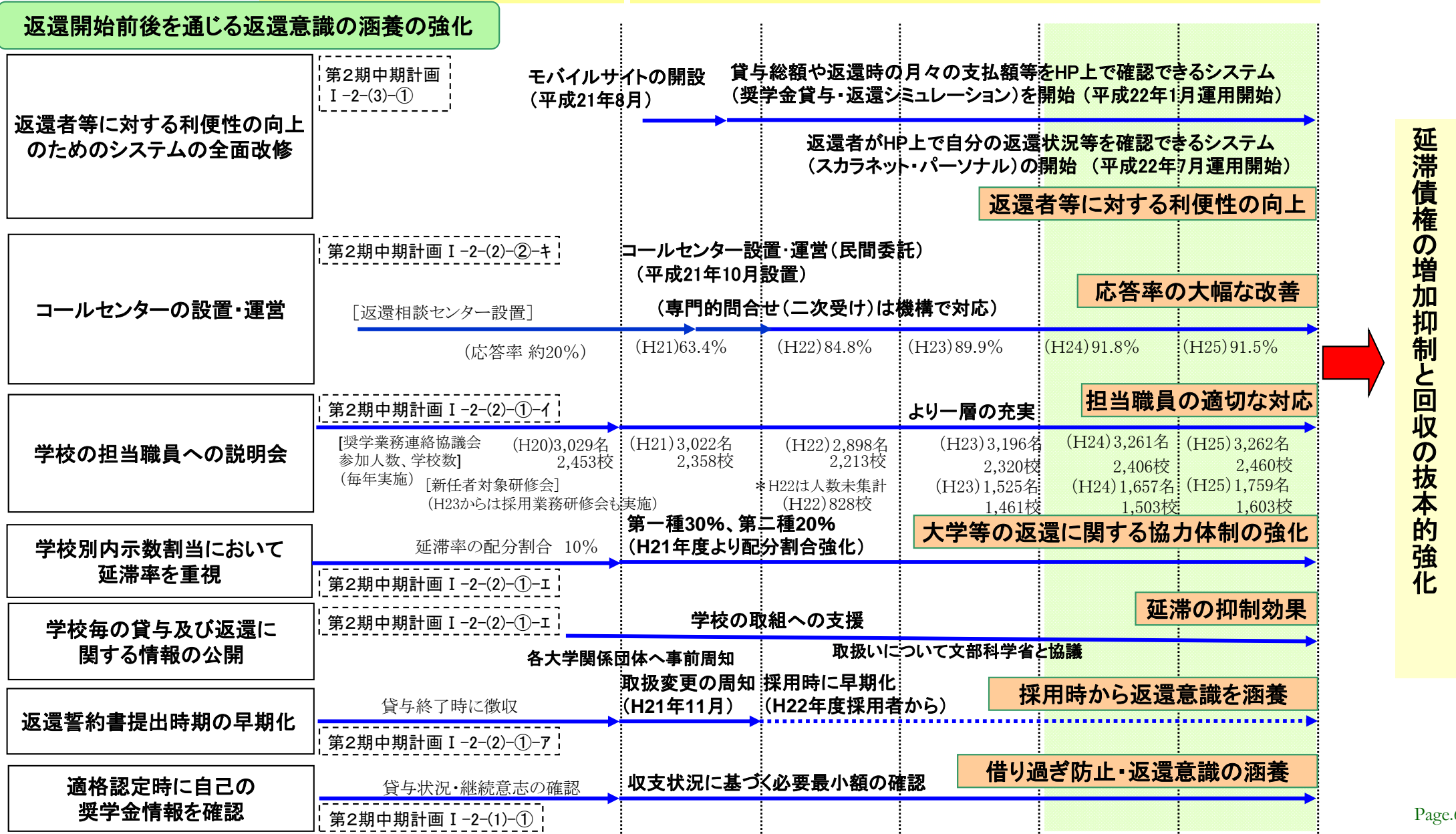
# 1 平成26年度 返還金回収促進策(4/4)

## 4. 回収方策等の検証の実施

- (1) 債権管理・回収等検証委員会の開催
- (2) 機関保証制度検証委員会の開催

# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策(1/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1期中期計画(H16年度～H20年度)		第2期中期計画(H21年度～H25年度)			



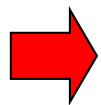
延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策(2/3)

	平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	第1期中期計画(H16年度～H20年度)		第2期中期計画(H21年度～H25年度)			
<b>学校が行う返還説明会へ 機構職員を派遣</b>	第2期中期計画 I-2-(2)-①-ウ 実施学校数 (H20) 281校 派遣人数 延べ300名	(H21) 282校 延べ318名	(H22) 293校 延べ324名	(H23) 296校 延べ354名	(H24) 297校 延べ371名	(H25) 298校 延べ369名
<b>リレー口座への加入促進</b>	返還誓約書提出時に 加入を義務付け 新規返還開始者 (H20) 99.7% 第2期中期計画 I-2-(2)-①-ア 全体 89.9%	(H21) 100.0% 93.0%	(H22) 99.8% 94.4%	(H23) 99.8% 95.7%	(H24) 99.8% 96.5%	(H25) 99.7% 96.9%
<b>延滞者に対する早期の解消指導等の働きかけの強化</b>						
<b>早期における督促の集中的実施</b>	延滞1～6ヶ月の者に督促を実施 (一部民間委託)	延滞1～3月の者に督促を実施 (一部民間委託)				
<b>債権回収会社(サービサー) による回収の促進</b>	第2期中期計画 I-2-(2)-②-イ 委託件数 (平成21年度:6,318件、平成22年度:55,731件、平成23年度:70,296件、平成24年度:75,000件、平成25年度:73,693件) 一部の者にH19年度まで試行的に実施	初期延滞者(新規延滞4～8月)は全員実施(平成22年2月以降) 中・長期延滞者(延滞8年未満等)は段階的に実施 (委託継続分を含む)	初期中期計画 I-2-(2)-②-イ 委託件数 (平成21年度:50,526件、平成22年度:32,107件、平成23年度:45,439件、平成24年度:42,323件、平成25年度:44,344件) (委託継続分を含む)			
<b>法的措置の強化</b>	H17年度末延滞1年以上 約14万件 (1年以内に入金した約4万件を除き) 約10万件を対象に集中的に実施 第2期中期計画 I-2-(2)-②-ウ	延滞9月以上になった者は全員実施 既延滞者は計画的に全員実施				
	支払督促申立予告 (H20) 29,075件	(H21) 28,175件	(H22) 5,827件	(H23) 12,426件	(H24) 13,965件	(H25) 15,575件

延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



学生の返還意識の啓発を促進

確実な返還手段を早期に確保

督促の強化

延滞状況毎の適切な対応

強制執行まで徹底した法的措置を実施

- ・中・長期延滞者については回収委託と組み合わせ、委託しても入金のない者
- ・時効中断分



# 2 返還促進に係るこれまでの各種施策(3/3)

	平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	第1期中期計画(H16年度～H20年度)	第2期中期計画(H21年度～H25年度)					
個人信用情報機関の活用	第2期中期計画 I-2-(2)-②-カ	(登録への同意を貸与の条件とする) <b>住所追跡調査・多重債務防止など</b> 延滞3ヶ月以上の者の個人情報を提供(平成22年4月) 個人信用情報機関から得られる住所情報を活用(平成22年度以降)					
	H20年11月:加盟 H20年12月:学校宛通知	新規登録数	(H22) 4,469件	(H23) 6,908件	(H24) 9,871件	(H25) 13,047件	
事務処理の改善の推進							
返還期限猶予制度の周知	ホームページ等による制度周知	返還期限猶予の目安となる所得金額をHP上に公開(平成21年4月) <b>将来の延滞の抑制</b>					
	第2期中期計画 I-2-(4)、I-2-(3)-①	返還者を対象とした各種調査の項目に、猶予制度の認知状況等に関する質問を記載 <b>猶予に関する情報提供の更なる充実</b>					
減額返還制度の運用開始		平成21年度の調査結果を踏まえ、返還者宛の各種通知に猶予制度の説明を記載する等、周知方法を改善 <b>延滞の抑制</b>					
		承認件数	(H22) 900件	(H23) 5,987件	(H24) 10,664件	(H25) 14,079件	
住所不明者に対する調査の徹底	第2期中期計画 I-2-(2)-②-オ	無延滞者も含めて住所が不明な場合は実施電話番号調査を利用して住所調査に活用 <b>業務の効率化による調査徹底</b>					
	[手作業による登録処理]	[機械化による迅速化] [業務改善による迅速化] [学校との連携強化] 個人信用情報機関から得られる住所情報を活用(平成22年度以降)					
機関保証制度の周知・奨励	第2期中期計画 I-2-(2)-④-ア	媒体の充実等による制度周知の徹底 <b>適切な保証制度の選択による保証機能向上</b>					
	リーフレットの配布をはじめとする広報の実施(H18年以降)	機関保証選択率	(H20) 37.8%	(H21) 39.5%	(H22) 45.6%	(H23) 46.4%	(H24) 46.7%

延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化



# 3 奨学金の返還回収の概要

○ 平成21年10月以降発生した新規延滞債権に対する返還督促の方法について

月日	10/27	11/27	12/27	1/27	2/27	3/27	4/27	5/27	6/27	7/27	8/27	9/27	10/27	11/27	12/27	
振替不能回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目	15回目	
延滞月数	1月		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	
延滞期間	1月未満 (1月目)	2月未満 (2月目)	3月未満 (3月目)	4月未満 (4月目)	5月未満 (5月目)	6月未満 (6月目)	7月未満 (7月目)	8月未満 (8月目)	9月未満 (9月目)	10月未満 (10月目)	11月未満 (11月目)	12月未満 (12月目)	13月未満 (13月目)	14月未満 (14月目)	15月未満 (15月目)	
個信関係	通知1 支払案内	通知2 支払案内	通知3 支払案内		登録※ (20日過ぎ)											
人的保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (平成23年度以降は延滞9月未満の間は委託を継続する)							支払督促 予告		支部へ 申立通知	順次申立		
機関保証	振替不能通知 督促架電			延滞3月となった者を回収委託する (平成23年度以降は延滞9月未満の間は委託を継続する)							催告書	訪問督促	期限の利益の剥奪	代弁請求		

※新規返還開始者の場合は返還開始後6月間は登録しないため、10月新規返還開始の場合は6月経過後の5月の登録となる。

※新規返還開始者の場合は返還開始後6月間は登録しないため、通知1、2の発送時期が異なる場合がある。

[「サービス」を活用した督促架電]  
〈主な架電先〉  
不能1回目…本人  
不能2回目…連帯保証人  
不能3回目…本人(保証人 ※)  
  
※ 不能3回目においては、本人、連帯保証人への督促ができない場合に保証人へ督促を行う。

[「サービス」を活用した回収委託]  
〈主な回収委託の方法〉  
①本人、連帯保証人への督促  
②保証人に対する督促  
③住所不明者に対する住所調査(役場住票、訪問調査)  
④返還期限猶予の案内  
⑤分割返還指導 等

[人的保証の延滞者に対する督促]  
  
〈法的処理の実施〉  
支払督促自立予告書を送付し、入金・応答のない者について支払督促自立を行う。  
※ ただし、分割返還者の者、返還期限の猶予申請者の者、住所調査者の者等を除く。

[機関保証の延滞者に対する督促]  
  
〈代位弁済請求までの督促方法〉  
①延滞10月目の者に対して、催告書を送付する。  
②延滞11月目の者に対して、訪問督促を行う。  
③延滞12月に達した者に対して、期限の利益の剥奪を行い、翌月日本国際教育支援協会に対して代位弁済請求を行う。  
※ ただし、分割返還者及び猶予申請者に対しては、個別の返還指導を行う。

<参考> 平成21年9月以前からの延滞債権に対する返還督促の方法について

平成21年9月以前から延滞状態にある者については、次のとおり返還者の状況(※)に応じた督促を実施する。

- ① 請求書等の督促文書が返戻となった者に対する役場への住所調査を実施。
- ② 請求書送付時に「サービス」を活用した電話による督促。(本人、連帯保証人等)
- ③ 分割返還希望者や返還期限の猶予希望者に対する個別返還指導を実施。
- ④ 「サービス」への回収業務委託を実施。(効果的な対象要件を策定)
- ⑤ 支払督促申立予告書の発送等、法的処理の実施。

※「返還者の状況」とは、住所状態、過去6月以内の入金の有無(分割返還の入金履行状況)、返還者等との交渉の有無等である。

# 4 法的処理

